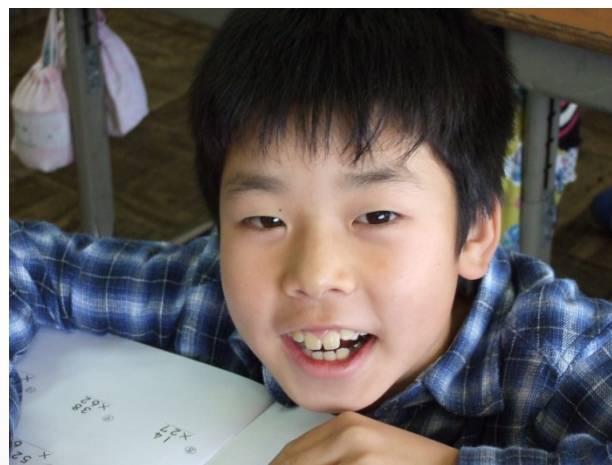


鹿沼児童 6 人クレーン車死亡事故

人の命の重さとは、そんなにも軽いものなのですか？

あなたの愛するお子さんや、あなたの愛する人が、同様の危険運転行為により
命を奪われたとき・・・、あなたは納得できますか？



はじめに . . .

事故は、時間、場所、人を選びません . . .

本日、お集まりのみなさん、今、生きているみなさんが、帰りに殺されてしまうかもしれませんし、私達が殺されてしまうかもしれません . . .

みなさんの愛する家族が、明日、亡くなってしまうかもしれません . . .

あの日、事故とはそういう理不尽なものだという事を、私達は思い知らされました。

しかし、法や制度を見直すことにより、あのような理不尽な事故は防げるはずです。そして、今後、救える命があるはずです。

本日、お集まりの皆様が、形ばかりの審議会という事でなく、
自分のお子さんや、愛する人に想いを馳せ、我々の訴えをお聞きいただければと思います。

請願事項(平成24年4月9日、大臣請願)

【請願事項】

○刑法の条文改正 (法務省)

→署名数170,829名(4月9日)

→署名数201,412名(8月22日最終提出)

- てんかん無申告の運転免許不正取得者による死傷事故に対し、危険運転致死傷罪が適用となるよう、刑法の条文改正を要望します。

○運転免許交付制度の改正 (警察庁)

→署名数167,398名(4月9日)

→署名数196,733名(8月22日最終提出)

- てんかん自己申告の運転免許制度の問題に対し、確実に不正取得が出来ない運転免許交付制度の構築を要望します。

鹿沼児童6人クレーン車死亡事故遺族の会

逃げなかった・・・

私たちの請願及び署名簿の提出を受け、法務大臣、国家公安委員長は逃げませんでした・・・

「17万の署名を重く受け止め、真正面から取り組む」の発言・・・

本当に感謝します。

だけど遅かった・・・

署名提出の3日後、平成24年4月12日、京都府祇園で、**てんかん無申告**の運転手による危険運転行為により、7名もの尊い命が奪われ、さらに、運転手本人も命を落としてしまいました。

もし、私たちの事故の後、即座に対応をしていたのなら・・・

防げた事故であり、救えた命です・・・ 残念でなりません。

そして・・・

昨年、クレーン車事故後に警察庁が行った対策、「相談窓口の設置」や「ポスターの掲示」、「申告の工夫」、「居眠り運転を主張する者に対する捜査の徹底」、「関係団体への協力依頼」では、事故を減らすことはできても、防ぐことができないということが証明されてしまいました。

事故の本質に目を向けて下さい！！

●●受刑者の事故歴から見る

自己申告の運転免許制度の限界・・・(その1)

- H5.12 **てんかんと診断**【小学生】
- H13.7 **原付免許取得**【高校生】
- H13.8 事故① 原付車で走行中、カーブを曲がりきれず、水田内に転倒
- H14.2 事故② 原付車で走行中、凍結路面上で制御不能となり、水路内に転倒
- H15.7 **普通車免許取得**
- H15.8 事故③ 普通車で走行中**てんかん発作を起こし**、電柱に衝突
- H15頃 事故④ 普通車で走行中、カーブを曲がりきれず、畑内に転落
- H16.6 事故⑤ 原付車で走行中**てんかん発作を起こし**、縁石に衝突
- H19.2 (株)Sクレーン就職
- H19.3 **運転免許更新**
- H19.3 事故⑥ 中型貨物車で走行中、ハンドル操作を誤り、電柱に接触
- H19.4 事故⑦ 普通車で走行中、居眠り運転により、道路標識に衝突
- H19.6 **大型特殊免許取得**
- H19.7 事故⑧ 普通車で走行中、**てんかん発作を起こし**、ガードレールに衝突
- H19.8 事故⑨ 大型特殊車で走行中、ハンドル操作を誤り、水田内に転落
- H20.1~3 少なくとも3回 **てんかん発作**
- H20.4 事故⑩ 普通車で走行中、**てんかん発作を起こし**、歩行者(当時10歳)に衝突させ、加療約98日間の骨折の傷害を負わせる

- H20.5 (有)N就職
- H20.11 【事故⑩の判決】 → **禁固1年4月執行猶予4年**
- H20.12 **てんかん発作** (その他、(有)N勤務期間において、朝礼中、2回、意識を失う)
- H21.2 事故⑪ 普通車で走行中、**てんかん発作を起こし**、歩行者に接触させた上、建物に衝突
- H21.3 **てんかん発作**
- H21.4 移動式クレーン免許取得
- H21.8 (株)K重機就職
- H21.9 **作業中、意識を失う**
- H22.3 運転免許更新
- H22.7 事故⑫ 普通車で道路上で転回中、後続車両に接触
- H23.3 **作業中、意識を失う**
- H23.4.18 移動式クレーン車を走行中、**てんかん発作を起こし**、歩道に突っ込み、児童6人を死亡させた。
- H23.9.28~H23.12.19 刑事裁判 **懲役7年**

小学生の時にてんかんと診断され、何度も何度も事故を起こし、再三にわたり医師に忠告を受けていながら、それでも、原付免許、普通免許、普通免許更新ができ、大型特殊まで取得できてしまう**自己申告の免許制度**。ましてや、**裁判の執行猶予期間中でも、簡単に移動式クレーン車の免許まで取得できてしまう**

~~自己申告の免許制度・・・~~

自己申告者数の現状から見る

自己申告の運転免許制度の限界・・・(その2)

平成24年5月16日(水) 「民主党法務・内閣・厚生労働合同部門会議」での
鹿沼遺族の会質問に対する警察庁回答 → 申告者数抜粋(2, 430人)。

鹿沼遺族) てんかん患者は、100人に1人ぐらいいると聞いております。
ということは、全国には、100万人ないしは120万人の患者さんがいる
という事が想定されます。そのうち、仮に、3分の1が大人であると仮定す
れば、 $120 / 3 = 40$ 万人が大人で、大人であれば運転していることが想
定できますが、**今現在、何人のてんかん患者さんが、運転免許の更新、申請
の際、申告しているのでしょうか？**

警察庁) てんかん学会さんに協力する形で、昨年、平成23年5月から平成24年2
月まで調査しましたが、**申告者数は 2, 430人**でした。

鹿沼遺族) もう一度お聞きしますが、それは、全国の数字なのでしょうか。

警察庁) 全国です。

自己申告率の推定から見る

自己申告の運転免許制度の限界・・・(その3)

ゴールド免許は5年更新です。

てんかん患者さんの病状申告者総数を把握するため、警察庁さんが調査した平成23年5月から平成24年2月の申告者数に、最長の5年をかけてみると
 $2,430人 \times 5年 = 12,150人$ が全国の総数と仮定できます。

てんかん患者さんは100万人ないしは120万人と聞いております。

仮に、3分の1が大人であった場合、

$120万人 \div 3 = 40万人$ が大人で、運転していることが想定されます。

結論として、あくまで仮定ですが、

$$12,150人 \div 400,000人 = 0.03 \quad \underline{\underline{(3\%)}}$$

3パーセントしか申告していないのか・・・

という事になってしまうのではないのでしょうか？

自己申告率の推定結果から見る

自己申告の運転免許制度の限界・・・(その4)

「7～8割の方は、薬で発作を押さえられる。」



「私たちもそう思っています。」

「しかし、それならば何故、申告率が7から8割にならないのでしょうか。」

「何故、こんなにも低い申告率(仮定)なののでしょうか」

「もはや、自己申告制度の問題を露呈しているのではないのでしょうか」

「私達は、てんかん患者の方が、運転してはいけないとは思っていません。運転ができないようにするつもりもありません。ルールを守り、**きちんと申告して**運転して欲しいと思っています。」

「自己申告は、もはや限界です。一日も早く、不正取得ができない免許制度を構築し、不正取得者による事故を無くすことこそが、**まじめにてんかん**と向き合って、**一生懸命生きていらっしゃる患者さんへの偏見をなくす事**につながっていくのではないのでしょうか。」

京都祇園事故の医師の記者会見から見る 自己申告の運転免許制度の限界・・・(その5)

「私は運転しないように言いました・・・」



あの医師は、結果として、加害者の命も、被害者の命も救っていません。命を救う事を生業としている医師が、本当にとるべき行動とは何だったのでしょうか・・・

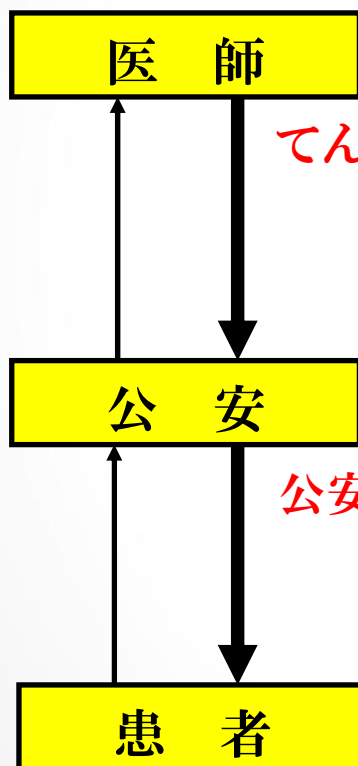
「私は言いました・・・」

記者会見で必死に訴えるあの医師の姿は、
我々の目には、ただただ空しく見えました・・・

【警察庁への提案】

自己申告は、もはや限界です。医師の通報制度を提案します。

(平成24年4月21日 TBS報道特集より、→通告制度については、アメリカ カリフォルニア州で事例あり)



てんかんの疑い、てんかん患者の**全てを報告。**

- 医師本来の生業、患者の命を救う事につながる。
- 京都祇園の医師のように「私は言いました」の記者会見は行わない。
→ 結果として、患者の命も被害者の命も救える。
- 事故を未然に防げる（防ぎえる人の使命）

公安当局が、運転免許取り消し、一時停止等の判断。

- 公安当局が確実に無申告者を把握することができる。
- 事故で「居眠り」と供述する者への医師への確認捜査が可能。
- 無申告者をリアルタイムに把握でき、患者に対し、病状申告の問い合わせが可能。
- 無申告者を把握することにより、診断書の提出や臨時適正検査等の受診依頼が可能。

遺族の処罰感情から見る

刑法の条文改正の必要性・・・(その1)

法律を遵守している人が、国民が理解できる「**過失**」により起こした事故だったとしたら・・・亡くなった人間は決して返っては来ませんし、悲しみが癒えることはないのですが、自動車運転過失致死傷罪もありうるかもしれません・・・
そして、遺族も納得できるかもしれません・・・

しかし、栃木県鹿沼のクレーン車事故や、京都祇園の事故、京都亀岡の事故はどうだったのでしょうか・・・？

ルール（法律）を守っていたのでしょうか・・・？

これらの事故は、ルールを守っていた子供や罪のない人が、突如、ルールを守らない大人に殺されてしまった事故（事件）です・・・

子供達は生きていれば、**あと何年生きられたのか想像してみてください？**

●●受刑者に下された判決の上限、7年しか生きられなかったのでしょうか？

遺族の処罰感情から見る

刑法の条文改正の必要性・・・(その2)

遺族にとって、一番辛いことは何なのでしょう？

過去の交通事故遺族が、こんなにも苦しんでいるのは何故でしょう？

それは・・・子供達は殺され、夢も未来も全て奪われてしまったのに・・・

加害者は、生きていられるからです。

子供達は、もう二度と、大好きなママに逢うこともできません・・・

お腹一杯ご飯を食べることも・・・、お菓子を食べることも・・・、大好きな野球やサッカーをすることもできないのです・・・

何故なら、生きていないからです。

みなさんの家族が、同様の理不尽な事故で殺された事を想像してみてください。

現行の刑法の上限が、危険運転致死傷罪（上限20年）しかないのなら、被害者遺族がその上限を望むことは、当然の事なのではないでしょうか？

何故なら、加害者には、生きていてほしくないからです。

事故の抑止効果から見る

刑法の条文改正の必要性・・・(その3)

5月16日に行われた「民主党法務・内閣・厚生労働合同部門会議」で明らかになったように、てんかん自己申告の割合は極めて低く（H23年度は2430人）、自己申告が免許制度は限界なことは、申告率からも明らかです。

では、どうしたらてんかん無申告の事故を無くすことができるのでしょうか？

私達は、警察庁に「医師の通報制度」を提案しました。

警察と医師がDBを共有することこそが、極めて低い現在の自己申告率を高め、事故を未然に防ぐことのできる、最良かつ最善の方法だと考えています。

しかし、本件事故がそうであったように、法の抜け穴により、尊い命が奪われることがあってはならないと考えています。

てんかん無申告による運転者が、法の抜け穴により免許を取得し、他人の命を奪い犯罪者となってしまう事や、自分の命をも失ってしまう事は悲劇です。

事故は、被害者にとっても加害者にとっても一つも良いことはありません。

危険運転致死傷罪の適用となる刑法の条文改正は、それでも法を遵守しない悪質な運転者に対する十分な犯罪抑止効果を期待できると考えます。

●●受刑者の事故歴から見る

刑法の条文改正の必要性・・・(その4)

医師の忠告に耳を傾けず、てんかんの持病について**虚偽の申告**をして運転免許や大型特殊免許まで取得し、10年間で12回もの事故を繰り返し、過去の裁判でもてんかんの持病を隠し通し、拳句の果てには、何の罪もない、ただ歩道を歩いていただけの児童6人を**執行猶予期間中に**轢き殺した事故・・・

それでも、“**刑法に当てはまる条文がない**”との理由により、起訴された罪名は「自動車運転過失致死罪」、法定刑の上限は7年という、“命”の重さを軽視した日本の法律・・・上限の決まった負け試合の裁判に挑むしかありませんでした。

過失とは何なのでしょうか・・・

みなさんの愛するお子さんや、愛する人が、同様の危険運転行為により
命を奪われたとき・・・、みなさんは**納得できるのでしょうか？**

【法制審議会への遺族意見】

あの日、私たちは、痛みや苦しみにもだえる子供たちを助けてあげることが出来ませんでした・・・

子供たちは、亡くなる前の日は、野球やサッカーをやり、元気に動いていました・・・
元気でした・・・ 笑っていました・・・

当日の朝も元気に学校へ行ったのに・・・ ただ歩道を歩いていただけなのに・・・
ルールを守っていた子供たちが、ルールを守らない大人によって殺されてしまいました・・・

子供達は、生きていれば、60年も70年も80年も生きて、幸せな未来が待っていたはずでした。

それ故、7年の量刑が、例えば10年になろうとも、遺族が納得できるはずはないのです。
審議では、必ず、**命の重み**、そして**命の尊さ**を考えてください。

「準」という名のもと、小手先だけの量刑の引き上げなどを行うのではなく、我々の署名活動に賛同いただいた20万人の声を真摯に受け止め、「**危険運転致死傷罪の条文改正**」を実現していただくことを、切に願っています。

また、本件事故に限らず、**悪質かつ反社会性の強い交通事犯**については、「**過失**」ではなく、「**危険運転致死傷罪**」が適用となる**法改正の審議を要望**します。